

令和4年3月4日
独立行政法人 国際協力機構
情報システム部

民間競争入札実施事業
「(独) 国際協力機構 コンピュータシステム運用等業務」
次期事業開始時期再変更について

1 現行事業の概要

独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）のネットワーク等を除く主要な情報システム基盤の運用等事業 について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を経て契約相手方を選定し、以下の内容のとおり、平成 28 年から「コンピュータシステム運用等業務」（以下「本業務」という。）を実施している。

(1) 本業務の内容

本業務は、以下により構成されている。

- サービス利用環境提供業務（基盤系サービス、ハウジングサービス（基幹業務系））
- サービス利用計画業務（サービスデザイン（運用開始前業務））
- サービス利用支援業務（サービスオペレーション、サービス関連調査・提言、IT コンシェルジュサービス、情報共有基盤運用保守・管理サービス、BCP発動時に備えたバックアップデータセンターの運用、TV会議システムの運用・保守サービス）、
- サービス運用管理業務（サービス管理（インシデント管理）、問題管理、変更管理、リリース管理、構成管理、資産管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ドキュメント管理、全体管理、セルフモニタリング）

(2) 契約期間

- コンピュータシステム運用等業務（設計・準備フェーズ）
平成28年2月3日から平成29年7月24日まで
- コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）
平成29年6月1日から令和4年5月31日まで¹

(3) 受託事業者：アクセンチュア株式会社

2 次期事業開始時期の再変更経緯

「公共サービス改革基本方針（令和3年7月閣議決定）別表（以下「別表」という。）」では、現行契約との引継期間も鑑み、次期事業開始時期を「令和5年2月」から6年としている。

以下に示す外部状況等の影響等により、別表に記載されている開始時期から更に1年程度延期し「令和6年2月」から開始することとしたい。

¹ 第609回入札監理小委員会（令和2年11月20日開催）にて、①「次期事業開始時期を「令和5年2月」とすること」、②①により、「現行契約期間1年半延長する（令和5年11月まで）」とすること、を承認いただいたことにより「別表」での「現行契約期間」は「平成28年2月から令和5年11月までの7年10か月間」と記載されている。一方で現行契約履行期限延長手続きは、本小委員会にて承認をいただいたのち進める予定であるため、現状は「令和4年5月31日まで」が現行契約履行期限となっている。

- 国内外のコロナウィルス禍継続・拡大等に伴い、在外拠点（約 100 カ所）を含め多くの職員等が在宅勤務を継続して行っている。よって喫緊の課題である「情報セキュリティが確保された状況での円滑な在宅勤務の実施」を解決するため、現行 IT 基盤の一部のクラウド化を、日本政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」を考慮しつつ、（別途契約により）一部の IT 基盤のクラウド化（クラウドサービス・ツールの展開）を先行的に進めている（令和 4 年 3 月末に概ね完了予定）。
同取組を進める中で、当機構国内外ユーザのクラウドサービス・ツールの利用動向やユーザビリティ等を鑑み、クラウド化を進める基盤とオンプレミス環境を残す基盤についての検討を十分に行う必要があった。
- 上記検討を行ったことにより、次期事業の要件定義・調達支援の調達手続き開始のタイミングが当初想定より遅れた（令和 3 年 11 月契約締結）。

3 次期事業までの方針

- 本業務の契約終了時から次期事業開始予定までの期間の運用については、運用業務の質の確実な確保等を考慮し、本業務受託事業者との契約変更を行い、継続して運用を委託する。
- 現行契約の履行期限を（現状の「令和 4 年 5 月 31 日」から）約 2 年延長する。
- なお、次期事業が市場化テスト対象となっている「情報通信網の更改」については、（本次期事業と一体的に要件定義・調達支援を進めていることから）「変更後の予定」に沿って次期事業開始までの手続き等を進める。

<当初予定>

令和 3 年 12 月入札監理小委員会
 令和 4 年 1 月パブリックコメント実施
 令和 4 年 4 月官民競争入札等監理委員会
 令和 4 年 5 月入札公告
 令和 5 年 1 月落札者決定・契約
 令和 5 年 2 月次期事業開始

<変更後の予定>※

令和 4 年 12 月入札監理小委員会
 令和 5 年 1 月パブリックコメント実施
 令和 5 年 4 月官民競争入札等監理委員会
 令和 5 年 5 月入札公告
 令和 6 年 1 月落札者決定・契約
 令和 6 年 2 月次期事業開始

※「公共サービス改革基本方針」次回改定時に反映する予定。

以 上